

令和2年度 高齢者肺炎球菌予防接種費用の助成について

下記の条件に当てはまる方は無料で受けられます！
今年度対象の方には、既に個別にご案内をしています。

【定期接種】

●対象者 日高町に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- 1 令和元年度から令和5年度までの間の当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上となる方（令和2年度に関しては表1を参照してください）
- 2 満60歳から満65歳未満で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（身体障害者手帳1級を所持されている方）

上記、いずれも過去に町の高齢者肺炎球菌予防接種費の助成を受けたことのある方や、他町の医療機関で高齢者肺炎球菌予防接種を受けた方は対象になりません。

表1 令和2年4月1日～令和3年3月31日までの対象者

年齢	生年月日
65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生の者
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生の者
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生の者
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生の者
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生の者
90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生の者
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生の者
100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日生の者

●助成額 全額

※対象となる方には、今年4月に案内文書を送付していますので、ご確認ください。

【日高町独自の任意助成事業】

日高町に住所を有し、満70歳以上で上記の定期接種対象以外の方

過去に町の高齢者肺炎球菌予防接種費助成を受けたことのある方は対象になりません。

〈申し込み〉医療機関に直接お問い合わせください。

〈助成方法〉①指定医療機関で接種した場合：町から1人につき5,000円を医療機関に支払いますので、予防接種を受ける方は、医療機関が定める金額から5,000円を差し引いた額を自己負担として医療機関窓口で支払ってください。

②指定医療機関以外で接種した場合：償還払いとなります。領収書、予防接種済証、印鑑、口座番号がわかるものを持参し、助成の申請を受付窓口で行ってください。

〈指定医療機関〉門別国保病院、富川国保診療所、日高国保診療所、勤医協厚賀診療所

〈償還払受付窓口〉日高町役場健康増進課、日高総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所

※対象にならない方は、これまでどおり全額自己負担となります。

【お問い合わせ先】

日高町役場 健康増進課 健康増進グループ 電話 01456-2-6571

日高総合支所 地域住民課 健康・介護グループ 電話 01457-6-3173

妊娠された方へ

妊娠届の提出は予約制です！

～妊娠がわかったらお電話ください～

町では、妊娠期から出産、子育て期の支援の第一歩として、妊娠届提出時に保健師から母子手帳と妊婦一般健康診査受診券を発行しています。

ご不便をおかけしますが、母子保健サービス充実のため、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

<妊娠届の提出方法>

妊娠がわかったら早めに妊娠届を提出しましょう。

- ① 下記の予約先まで妊娠届提出の予約をする。(門別地区のみ要予約、日高地区は予約不要です。)
- ② 予約日に妊娠届と妊婦アンケート(任意)を記入し提出する。
- ③ 地区担当保健師と妊婦面接し、母子手帳と妊婦一般健康診査受診券を受け取る。

<他市町村から転入された方へ>

- ・日高町の妊婦一般健康診査受診券を発行します。
- ・日高町で妊娠届を提出していただく必要があるため、下記まで予約をしてください。
(門別地区のみ要予約、日高地区は予約不要です。)

<妊娠届提出時の持ち物>

- ・個人番号(マイナンバー)がわかるもの。

<妊婦面接とは>

体調や妊娠に伴う心配ごとなど、個室で保健師が妊婦さんにお話をうかがうものです。

30分程度かかりますので、お時間に余裕がある日に予約をしてください。

また、妊娠届を提出したときだけでなく、後日、妊娠中の経過を一緒に確認させていただくため妊婦訪問をさせていただきます。



<予約・お問い合わせ先>

門別地区 日高町役場 健康増進課 保健師 電話 01456-2-6571

日高地区 日高総合支所 地域住民課 保健師 電話 01457-6-3173

※予約時に地区担当保健師が不在の場合は、後日担当保健師から折り返しご連絡いたします。

特別児童扶養手当の現況届の提出を忘れずに！！

特別児童扶養手当を受給されている方は、前年の所得状況や支給対象児童の監護状況等確認のため、毎年、現況届を提出する必要があります。

提出が必要な方には、8月上旬に必要な書類を郵送いたしますので、忘れずに提出してください。

なお、下記の提出期限までに提出されない場合は、令和2年8月分以降の手当が支給停止となる場合がありますので、ご注意ください。

【提出期限】 特別児童扶養手当 令和2年9月11日(金)

【お問い合わせ先】

日高町役場 子育て福祉課 子育て支援グループ 電話 01456-2-6183

日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話 01457-6-3173